

道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体運用基準
(競争参加者の資格に関する公示)

「道の駅朝日基本設計業務委託」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり定める。

令和4年7月1日

村上市長 高橋邦芳

1. 業務概要

- (1) 業務名 道の駅朝日基本設計業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、村上市が令和2年度に作成した「道の駅 朝日 拡充基本計画」（以下「基本計画」という）に掲げる整備の目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針を踏まえ、発注者の意図を十分理解して、その要求を達成するために、蓄積した専門技術を駆使し、「施設配置」「構造」「設備」「平面図」「立面図」「断面図」等をまとめ、空間構成を具体化することを目的とした道の駅「朝日」の基本設計を行うものである。
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

2. 申請の時期

令和4年7月1日から令和4年7月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、技術提案書の提出までに設計共同体として資格の認定を受けていなければならない。

3. 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和4年7月1日から村上市公式ホームページ上において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に「道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体協定書」（4.（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
村上市観光課観光交流室
電話：0254-53-2111（代表）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、村上市の審査を経て、資格確認を行い、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 村上市における令和4・5年度の「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
なお、参加資格の認定は設計共同体を構成する構成員がそれぞれ有し、「建設コンサルタント」と「一級建築設計」の参加資格の認定を構成員により満たす者とする。
- ③ 村上市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、村上市発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務内容により、道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、別紙－1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取り扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7. 資格の有効期間

6. の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

(1) 設計共同体の名称は「道の駅朝日基本設計業務△△・□□設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「道の駅朝日基本設計業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」（令和4年7月1日付け村上市長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。